

久喜市議会
令和5年2月定例会議議案

議 案 目 録

議案第102号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第11号）について	1
議案第103号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）について	2
議案第104号	令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	3
議案第105号	令和4年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	4
議案第106号	令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	5
議案第107号	令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について	6
議案第108号	令和4年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）について	7
議案第109号	令和5年度久喜市一般会計予算について	8
議案第110号	令和5年度久喜市国民健康保険特別会計予算について	9
議案第111号	令和5年度久喜市介護保険特別会計予算について	10
議案第112号	令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について	11
議案第113号	令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について	12
議案第114号	令和5年度久喜市水道事業会計予算について	13
議案第115号	令和5年度久喜市下水道事業会計予算について	14
議案第116号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第117号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第118号	久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例	18
議案第119号	久喜市情報公開条例の一部を改正する条例	22

議案第 1 2 0 号	久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例	2 3
議案第 1 2 1 号	久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例	2 8
議案第 1 2 2 号	久喜市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例	3 0
議案第 1 2 3 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 1
議案第 1 2 4 号	久喜市休日夜間急患診療所条例を廃止する条例	3 3
議案第 1 2 5 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3 4
議案第 1 2 6 号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 6
議案第 1 2 7 号	久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 1 2 8 号	久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 1 2 9 号	財産の無償貸付について	4 4
議案第 1 3 0 号	路線の認定について	4 5
議案第 1 3 1 号	路線の廃止について	4 7
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（久喜市手数料条例の一部を改正する条例）	4 8

議案第102号

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第11号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第103号

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第104号

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 105 号

令和 4 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和4年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第106号

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第107号

令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第108号

令和4年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和4年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第109号

令和5年度久喜市一般会計予算について

令和5年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 0 号

令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 1 号

令和 5 年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和5年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 2 号

令和 5 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 3 号

令和 5 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 4 号

令和 5 年度久喜市水道事業会計予算について

令和5年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 5 号

令和 5 年度久喜市下水道事業会計予算について

令和5年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 6 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育長職務代理の項中「35,000円」を「57,000円」に改め、同部委員の項中「33,000円」を「55,000円」に改め、同表公共交通検討委員会の項、休日夜間急患診療所運営委員会の項及び休日夜間急患診療所の部を削り、同表学校薬剤師の項中「70,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特別職非常勤職員の報酬の改定及び削除をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 7 号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる生活に困窮する外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の1の項中「(昭和25年法律第144号)」を削り、「中国残留邦人等支援給付又は」を「中国残留邦人等支援給付若しくは」に、「法律第152号)又は」を「法律第152号)をいう。)若しくは」に、「法律第80号)をいう。以下同じ。)」を「法律第80号)」に改め、同表に次のように加える。

5 市長	生活保護法に準ずる生活に困窮する外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報若しくは生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する情報若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)若しくは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法
------	---	---

		律第 102 号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 8 号

久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する方法のうち写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(個人情報取扱事務届出書等)

第4条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務(個人が検索し得る形で個人情報が記録された行政文書等を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の収集対象者

(4) 個人情報の主な収集等の方法

(5) 個人情報の記録の項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

(1) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので市の機関が定めるもの

(2) 市の機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務若しくは福利厚生その他これらに準ずる事項が記録されたもので市の機関が定めるもの

3 市長は、個人情報取扱事務届出書を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、市の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(実施状況の公表)

第6条 市長は、毎年1回、保有個人情報の開示等の実施状況を公表するものとする。

(運営審議会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)第1条に規定する久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(久喜市個人情報保護条例の廃止)

第2条 久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の久喜市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条又は第29条第1項の規定によるその職務若しくは受託事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行前において旧実施機関から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの(以下「旧指定管理者」という。)が保有する旧条例第27条第2項に規定する指定管理者個人情報(以下「旧指定管理者個人情報」という。)を取り扱う事務に従事していた者に係る旧条例第29条第2項の規定による旧指定管理者個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第13条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止、利用の停止若しくは消去又は提供の停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであって、同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第2項に規定する者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの

条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為の罰則の適用については、なお従前の例による。

(久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)を次のように改める。

第9条第2項中「久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第28条第2項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項」に改める。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例で規定する必要がある事項について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 9 号

久喜市情報公開条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第3項中「45日」を「44日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

情報公開に関する手続きについて所要の改正をしたいので、この案を提出する
ものであります。

議案第120号

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例

久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年久喜市条例第14号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号。以下「情報公開条例」という。)並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年久喜市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)の規定による審査請求について調査審議するため、久喜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関並びに市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等(次条第1号において「公開決定等」という。)に係る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等(次条第2号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものに限る。)並びに市議会個人情報保護条例第21条第5号アに規定する開示決定等、第36条第1項に規定する訂正決定等又は第43条第1項に規定する利用停止決定等(次条第3号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項に規定する開示請求、個人情報保護法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは個人情報保護法第

98条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

- (3) 市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は市議会個人情報保護条例第19条第2項に規定する開示請求、市議会個人情報保護条例第32条第2項に規定する訂正請求若しくは市議会個人情報保護条例第39条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要

がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項に規定する閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人

及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により委嘱された久喜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第19条第1項の規定により諮問された事項で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

4 この条例の施行前に久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第 号)附則第2条の規定による廃止前の久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第25条の2第1項の規定により諮問された事項で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護審査会について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第121号

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号。以下「保護条例」という。)」を「並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第 号。以下「法施行条例」という。)及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年久喜市条例第 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開条例第24条第2項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。
- (2) 法施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (3) 市議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。)から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。
- (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。

第2条第2項及び第3項を削る。

第5条中「関係実施機関の職員等の」を「実施機関の職員に」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開・個人情報保護運営審議会の設置及び所掌事項について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第122号

久喜市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「協議する」の次に「とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要となる事項を協議する」を加える。

第2条中第3号を第7号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (4) 計画の作成及び変更に関すること。
- (5) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 計画に定められた事業の実施に関すること。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 地域公共交通の施策に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市公共交通検討委員会条例の廃止)
- 2 久喜市公共交通検討委員会条例(平成22年久喜市条例第238号)は、廃止する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地域公共交通会議の設置及び所掌事項について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第123号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の6.86」に改める。

第4条中「2万9,000円」を「3万3,200円」に改める。

第5条中「100分の2.1」を「100分の2.34」に改める。

第6条中「1万円」を「1万2,300円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.31」に改める。

第8条中「1万1,000円」を「1万3,600円」に改める。

第20条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ア中「2万300円」を「2万3,240円」に改め、同号イ中「7,000円」を「8,610円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「9,520円」に改め、同項第2号ア中「1万4,500円」を「1万6,600円」に改め、同号イ中「5,000円」を「6,150円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,800円」に改め、同項第3号ア中「5,800円」を「6,640円」に改め、同号イ中「2,000円」を「2,460円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,720円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,350円」を「4,980円」に改め、同号イ中「7,250円」を「8,300円」に改め、同号ウ中「11,600円」を「13,280円」に改め、同号エ中「14,500円」を「16,600円」に改め、同項第2号ア中「1,500円」を「1,845円」に改め、同号イ中「2,500円」を「3,075円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,920円」に改め、同号エ中「5,000円」を「6,150円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国民健康保険税の税額及び賦課限度額について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 4 号

久喜市休日夜間急患診療所条例を廃止する条例

久喜市休日夜間急患診療所条例(平成22年久喜市条例第146号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市休日夜間急患診療所を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第125号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市児童福祉審議会条例の一部改正)

第1条 久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項

中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第126号

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、

同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第37条第4号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第43条第7号中「次の各号」を「次」に改める。

第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改

正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第127号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第5項に次のただし書を加える。

ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第128号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第5条中「及び菖蒲町菖蒲地区地区計画」を「、菖蒲町菖蒲地区地区計画及び高柳地区地区計画」に改める。

別表第1に次のように加える。

高柳地区地区計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された高柳地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------	--

別表第2の5の表の次に次の1表を加える。

6 高柳地区地区整備計画区域

地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
	建築してはならない建築物	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の緑化率の最低限度	建築物の緑化率の最低限度の適用除外に関する敷地面積
	(1) 法別表第2(る)項に掲げるもの (2) 法別表第2(わ)項に掲げるもの(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する共同住宅若しくは寄宿舍又は店舗等に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内かつ当該地区内の工場で製造、加工	10分の6	5,000平方メートル。ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、	(1) 道路と緩衝緑地帯が接する(水路を挟む場合を含む。)箇所(敷地境界線からの水平距離は、15.0メートル以上としなければならない。 (2) 公園と緩衝緑地帯が接する箇所の敷地境界	25メートル	10分の2	

<p>又は貯蔵する製品を主に販売するものを除く。)</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 保育所(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する保育所を除く。)</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所(当該地区内にて事業を営む企業の就業者の用に供する診療所を除く。)</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) 自動車教習場</p> <p>(11) 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物</p> <p>(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業、第14条に規定する産業廃棄物処理</p>	<p>次に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該地区内の工場で製造、加工又は貯蔵する製品を主に販売する店舗等に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 市長が公益上やむを得</p>	<p>線からの水平距離は、5.0メートル以上としなければならない。</p> <p>(3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から道路境界線までの水平距離は4.0メートル以上としなければならない。</p> <p>(4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から隣地境界線までの水平距離は2.0メートル以上としなければならない。</p>		
--	---	---	--	--

	業又は第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物処理業の用に供する建築物	ない と認 めた 建築 物の 敷地 とし て使 用す るも の				
--	-------------------------------------	---	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画地区計画を変更したことに伴い、高柳地区地区計画の内容の一部を条例に基づく制限として定めるため、この案を提出するものであります。

議案第129号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議決を求める。

1 財産の種類

土地

土地の所在	登記地目	地積 (㎡)
久喜市小右衛門字五反田714番6	宅地	9,597.62

- 2 貸付の相手方 埼玉県川口市西川口5丁目11番5号
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部埼玉県済生会
支部長 原 澤 茂
- 3 貸付の期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市が所有することとした旧済生会栗橋病院跡地を無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第130号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜32号線	久喜市野久喜	久喜市野久喜	
久喜1478号線	久喜市六万部	久喜市六万部	
久喜4396号線	久喜市野久喜	久喜市野久喜	
久喜5407号線	久喜市本町三丁目	久喜市本町三丁目	
菖蒲1919号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
栗橋274号線	久喜市松永	久喜市松永	
栗橋275号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋北三丁目	
栗橋276号線	久喜市松永	久喜市松永	
栗橋380号線	久喜市栗橋東六丁目	久喜市栗橋東六丁目	
栗橋1204号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1205号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1206号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1207号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1208号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1209号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1210号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1211号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1212号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1213号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1214号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1215号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1216号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1217号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1218号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1219号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
栗橋1220号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1221号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1222号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1223号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1224号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1225号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1226号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1227号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1228号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1229号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1230号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1231号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
栗橋1232号線	久喜市南栗橋八丁目	久喜市南栗橋八丁目	
鷺宮25号線	久喜市上川崎	久喜市西大輪	
鷺宮1049号線	久喜市上川崎	久喜市上川崎	
鷺宮1584号線	久喜市上内	久喜市上内	
鷺宮1585号線	久喜市上内	久喜市上内	

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第131号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
栗橋33号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋東三丁目	

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第14号

専決処分の報告について（久喜市手数料条例の一部を改正する条例）

久喜市手数料条例（平成22年久喜市条例第68号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市手数料条例の一部を改正する条例(別紙)

令和5年1月20日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第2第96項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。